



定額給付金 子育て応援特別手当 について

地域の経済対策に資することを目的として給付する「定額給付金」と多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度において就学前3学年に支給する「子育て応援特別手当」の申請手続き等は下記のとおりです。

※基準……「定額給付金」と「子育て応援特別手当」の基準は、住民基本台帳に登録されている方又は外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者及び短期滞在者の方は除く)です。

○定額給付金

■給付対象者

2月1日(日)を基準日として、上記基準に該当する方

■申請・受給者

給付対象者の属する世帯の世帯主(外国人の方については、各給付対象者)

■給付金額

1人あたり12,000円。ただし、昭和19年2月2日以前に出生した方及び平成2年2月2日以降に出生した方は1人あたり20,000円。

○子育て応援特別手当

■支給対象者

2月1日(日)において、「支給対象となる子」の属する世帯の世帯主で上記基準に該当する方

■支給対象となる子

基準に該当し、以下の要件すべてに該当する子

- ・支給基礎児童のうち第2子以降の子
- ・平成14年4月2日から平成17年4月1日生の子

※支給基礎児童…18歳以下の子(平成2年4月2日生以降の子)

■支給金額

1人あたり36,000円



手続き

■申請手続き等

- ・4月上旬に、給付(支給)対象者宛に①申請書②返信用封筒③記入例などが郵送されます。
- ・届いた申請書に記載されている内容を確認し、必要事項と給付(支給)対象者の口座情報を記入してください。給付金(手当)は原則口座振込みとなります。
- ・同封の返信用封筒に、記入した申請書と支給対象者本人が確認できる書類と振込口座の通帳のコピーを入れて郵送してください。
- ・給付(支給)が決定したら決定通知書が郵送され、給付金(手当)が振り込まれます。

■申請から振込までの期間

申請から概ね1か月で振り込まれます。(予定日は、決定通知書に記載されています。)

■申請期間

4月6日(月)から10月6日(火)消印有効です。

■その他

ご不明な点がございましたら各担当までお問い合わせください。